

平成27年度新入学（園）期の交通安全運動推進要綱

平成27年2月26日
秋田県交通安全対策協議会決定

第1 実施期間

4月6日から4月12日までの7日間

第2 運動の重点

新入学児童・園児を中心とした子供の交通事故防止

第3 主な推進事項

推進項目	推進事項
1 街頭における保護誘導活動等の強化	(1) 通園通学時間帯等における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導及び保護・誘導活動の徹底 (2) 新入学児童・幼児を中心とした交通安全教育等の推進による交通ルールとマナーの周知徹底 (3) 通学路等を通行する車両の運転者に対する注意喚起を促すため広報啓発の促進 (4) 新入学児童・幼児の安全な通行を確保するための交通安全施設や危険箇所の点検等の促進
2 横断歩行者の交通事故防止（特に、横断歩道における歩行者優先の徹底）	(1) 歩行者と運転者の「手で合図し合う運動」の周知徹底 ～手を挙げて横断の意思を表示している歩行者等の保護の徹底～ (2) 運転者に対する横断歩道通過時の安全確認と歩行者優先の徹底 (3) 歩行者に対する安全な横断方法と確実な安全確認の指導啓発
3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底	(1) 全ての座席においてシートベルトを着用又はチャイルドシートを使用しなければならないことの周知徹底 (2) シートベルトの着用とチャイルドシートの使用の必要性・効果に関する理解の促進及び正しい使用方法等の周知徹底
4 広報・啓発活動の推進	(1) 広報紙、機関紙、新聞、テレビ、広報車等各種広報媒体を活用した交通事故防止広報の実施 (2) 朝礼や会議、各種会合等において、職員に運動の趣旨を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践指導